



平成26年 5 月26日

各 位

会 社 名 コマニー株式会社  
代表者名 代表取締役社長 塚本 幹雄  
(コード：7945、名証第二部)  
問合せ先 取締役管理統括本部長 塚本 健太  
(TEL. 0761 - 21 - 1144)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年 5 月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年 6 月25日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 現行定款第15条と第18条は内容が重複していることから、現行定款第15条を削除するものであります。
- (2) 会長、社長、副社長、専務及び常務の役位名称を取締役ではなく執行役員に付し、監督と執行の分離をより進めていく体制を整えるため、現行定款第22条第 2 項を変更するとともに、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を予め取締役会の決議により定めた取締役とするため、現行定款第14条及び第23条第 1 項に所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、必要な条数変更等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年 6 月25日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成26年 6 月25日 (予定)

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 ～ 第13条</p> <p>(条文記載省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>予め取締役会の決議により定めた順序</u>により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当会社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条 ～ 第21条</p> <p>(条文記載省略)</p> <p>(代表取締役及び役員取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名並びに専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長、招集通知)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。但し、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、<u>取締役会において予め定めた順序</u>により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 ～ 第49条</p> <p>(条文記載省略)</p>	<p>第1条 ～ 第13条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>予め取締役会の決議により定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、<u>予め取締役会の決議により定めた順序</u>により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第15条 ～ 第20条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長、招集通知)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会の決議により定めた取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。但し、<u>当該取締役に事故があるときは、予め取締役会の決議により定めた順序</u>により、<u>他の取締役</u>がこれに当たる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第23条 ～ 第48条</p> <p>(現行どおり)</p>